

国立大学法人岡山大学役員評価実施要項

〔平成19年 2月 1日〕
学 長 裁 定
平成20年6月 2日改正
平成22年2月 1日改正
平成23年2月 1日改正
平成30年3月14日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学の役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）の退職手当等に係る業績を測る指標とするため、各役員の設定した目標の達成状況及び業務の執行状況の評価について、必要な事項を定めるものとする。

(目標の設定等)

第2条 学長及び監事は、年度当初に、中期計画及び年度計画に即した目標を設定するものとする。

- 2 理事は、理事の所掌に係る中期計画及び年度計画を目標とみなすものとする。
- 3 役員が年度中途に就任した場合、年度中途で退職した役員が退職の日若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された場合、又は年度中途で理事の担当が異なることとなった場合は、当該年度は目標の設定は行わない。
- 4 役員は、目標の達成状況に関する報告を行うものとする。

(評価)

第3条 目標の達成状況及び業務の執行状況に関する評価は、学長・監事については、国立大学法人岡山大学経営協議会規則（平成16年岡大規則第5号）第2条第1項第3号に規定する学外委員が年度末までに行い、理事については、学長が年度末までに行う。

- 2 役員が年度中途に退職した場合、年度中途で退職した役員が退職の日若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された場合、又は年度中途で理事の担当が異なることとなった場合は、前項の評価（年度中途で理事の担当が異なることとなった場合の業務の執行状況に関する評価を除く。）は行わない。

(その他)

第4条 目標の設定、達成状況の報告及びこれらに対する評価は別紙1により、業務の執行状況に関する評価は別紙2により行う。

附 則

- 1 この要項は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行日から平成19年3月31日までの間に退職する者については、平成18年度に係る業務の執行状況に関する評価を行うものとする。

附 則

この要項は、平成20年6月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

役員評価表 I (学長・監事)

氏 名: _____

職 名: _____

評価期間:平成 年 月 日～平成 年 月 日

目 標	達成状況報告	評 価				
		V 特筆す べき達成 状況に ある	IV 十分達 成してい る	III 達成して いる	II 概ね達 成してい るが改善 点もある	I 達成して いない

役員評価表 I (理事・副学長)

氏 名: _____

職 名: _____

評価期間:平成 年 月 日～平成 年 月 日

達成状況報告	評 価				
	V	IV	III	II	I
	特筆すべき達成状況にある	十分達成している	達成している	概ね達成しているが改善点もある	達成していない

※ 年度計画の実施状況を総括して、特に重点的に実施した取組を報告してください。

役員評価表Ⅱ（学長）

氏名:

評価期間:平成 年 月 日～平成 年 月 日

評価項目		評 価				
		V 特筆す べき達成 状況にあ る	IV 十分達 成してい る	III 達成して いる	II 概ね達 成してい るが改善 点もある	I 達成して いない
法人業務の目標設定	挑戦的な目標設定にあたり, その根拠や見通しを明確にした。					
業務運営と役割分担	自らの関与が重要な業務に重点的に注力し, 必要な部分を適任の理事に担当させた。					
コンプライアンス（法令遵守）	必要なフォローアップを図っただけでなく, 組織の教訓として全員に周知徹底を行った。					
危機管理	必要な予防策を図っただけでなく, 危機的事態への対処を無難にこなし, 組織の教訓として全員に周知徹底をした。					
諸会議の運営	役員会等を定期的開催し, 重要事項の共有化と建設的な議論により時宜を得た問題解決を行った。					
リーダーシップの発揮	法人の長として, 理事, 教職員及び学生を情熱をもってまとめるリーダーシップを発揮した。					
計						

役員評価表Ⅱ（理事）

氏名:

評価期間:平成 年 月 日～平成 年 月 日

評価項目		評価				
		V 特筆すべき達成状況にある	IV 十分達成している	III 達成している	II 概ね達成しているが改善点もある	I 達成していない
担当業務の年度計画設定	挑戦的な年度計画設定にあたり、その根拠や見通しを明確にした。					
担当業務年度計画の事務職員への展開	自らの主導で、管理職間の担当領域ごとの年度計画を共有化し、一つの方向に束ねた。					
担当業務年度計画達成のための課題設定	設定した課題設定の根拠や解決のための方策について、関係者に自ら明確に伝えた。					
業務遂行上の情報の共有	法人内の関係者に対して自ら働きかけ、必要な情報を収集し提供した。					
業務運営と役割分担	自らの関与が重要な業務に重点的に注力し、必要な部分を適任の人材に担当させた。					
業務マネジメントの組織内での徹底	自ら率先垂範し、業務の効率性を上げるための協力や工夫をした。					
コンプライアンス（法令遵守）	担当部門を越えた法人としての全体の潜在的な問題点や倫理上の問題を解決して、フォローアップを行った。					
危機管理	必要な予防策を図っただけでなく、危機的事態への対処を無難にこなし、組織の教訓として全員に周知徹底をした。					
諸会議における活動	建設的な問題提起をし、役員会等での議論につなげた。					
計						

役員評価表Ⅱ（監事）

氏名：

評価期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

評価項目		評 価				
		V 特筆すべき達成状況にある	IV 十分達成している	III 達成している	II 概ね達成しているが改善点もある	I 達成していない
年度の監査計画の関係者への周知徹底	監査計画やその背景にある考え方が学長や理事等関係者に浸透するよう努めた。					
学長、理事の職務遂行監査	学長や理事の職務遂行結果が著しく不当な内容ではないかの妥当性監査を行いその結果を報告した。					
業務の監査	自ら実態調査を行い、違法性、妥当性の観点から将来のリスクを考慮して学長以下の役員に勧告を行った。					
法人の機関業績目標の自己評価の結果や過程に関する監査	法人の年度計画の達成状況の自己評価に関する改善勧告を、学長や理事に対して行い、実際に改善に結びつけるように強い働きかけを行った。					
法人監査室との連携	監事監査をより充実させるため、法人監査室と連携し、的確かつ効率的な監査を行った。					
意見の開陳	役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席し、監事の立場から建設的な意見を述べた。					
計						